

令和5年度第5回伊勢原市国民健康保険運営協議会

令和6年3月27日

[事務局] 保険年金課

[開催日時] 令和6年3月27日(水) 午後7時～午後7時45分

[開催場所] 伊勢原市役所2階 2C会議室

[出席者]

(委員) 大川副会長、堀澤委員、井上委員、高橋委員、二宮委員、
宇賀神委員

(事務局) 高橋健康づくり担当部長、鎮目保健福祉部参事兼保険年金課長、
森国保係長、萩原主査

[公開可否] 公開

[傍聴人] なし

《議事の経過》

—開会—

【事務局】 ただいまより、令和5年度第5回伊勢原市国民健康保険運営協議会を開会します。

本日は、定数9名に対しまして、出席者6名となっております。過半数を超えておりますので、伊勢原市国民健康保険運営協議会規則第3条の規定に基づき、本日の協議会が成立しておりますことを申し上げます。

開催に先立ちまして、説明事項が1点ございます。会議内容につきましては、原則公開となっております。会議の当日の傍聴人による傍聴や、会議録は市のホームページで公開の取扱いとなっておりますので、御理解いただきますよう、お願いいたします。

本日は、傍聴人がおられませんことを御報告申し上げます。

それでは、今日は急遽、会長が欠席になりましたので、副会長より御挨拶いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

【副会長】 皆さん、こんばんは。今日、会長は欠席ということで、代理を務めさせていただきます。よろしく申し上げます。

各委員の皆様方におかれましては、年度末のお忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。

本日の協議会の議題であります。伊勢原市国民健康保険税の税率等の改定についてなど、四点となっております。保険税率の改定につきましては、前回まで計3回にわたり議論を重ね、本協議会から答申を行ったところですが、それを踏まえた税率改定の内容と令和6年度の当初予算額について、御説明があるとのこと。また、国保財政については、加入者数の減少や税収の減少などにより、財政運営が非常に厳しい状況が続いていると承知しているところですが、令和5年度の財政運営状況や4月以降の国民健康保険制度の動向についても、お話があると伺っています。

委員の皆様様の活発な御意見をいただきながら、議事を進めて参りたいと存じますので、御協力をお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

【事務局】 ありがとうございます。

それでは、会議次第に沿いまして進めさせていただきますが、資料の確認を行います。

(資料確認)

それでは、次第3の議題に入りたいと思います。

議長につきましては、副会長がなることになっておりますので、よろしくお願いいたします。

【副会長】 それでは、皆様の御協力のもと、議事を進めてまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

議題(1)につきましては、本協議会で答申いたしました、「伊勢原市国民健康保険税の税率等の見直しについて」、3月議会において条例等の改正が議決されたので、その内容について、事務局より説明を願います。

【事務局】 それでは、資料1になります。

税率改定につきましては、本協議会におきまして昨年11月から今年の1月まで、計3回、議論を重ねました。その中で、単年度での急激な引上げとならないよう基金等を最大限活用した税率の設定とすること、また、低所得者への負担を軽減するために、応能割額と応益割額の割合をおおむね54対46とすることといった答申を受けまして、試算を繰り返し行いました。その上で改定を行ったものでございます。

おととい25日に、市議会の3月定例会におきまして、議案の最終的な議決がありまして、お認めいただいたということで、その御報告となります。細かい数字の御説明は控えさせていただこうと思いますが、内容につきましては、1点目として税率となりますが、改定前、改定後ということで、令和5年度までの税率と、令和6年度から使用される税率となっております。

2点目としては、軽減額ということで、7割、5割、2割といった、軽減対象となる方の軽減する額、こちらも条例で定めておりますので、こちらについても、今回、改正ということになっております。こちらも、改定前、改定後ということになっております。

税率、均等割・平等割額等につきましては、本協議会において議論を重ねまして、最終的にお示しした試算結果に基づいたものとなっております。協議会の中でお示しした内容と変更はないというものになってございます。

協議会の中でお示しした内容のとおり条例改正は議決されたので、こちらの内容で、令和6年度改定ということで、保険税の計算を進めていくこととなります。

資料についての御説明は以上になります。

【事務局】 補足となりますが、国保税は、今、年12回払いになっていて、4月が年度の当初で、翌年3月までで1年度なんです。最初の4、5、6月は、仮算定といたしまして、まだ前年の所得が確定していませんので、令和5年度の税率で一旦仮の計算をして、7月に再計算を行って、そのときに令和6年度の税率で計算されます。そして、4、5、6月の3回分を差し引いた残りを9回に割り当てるというようになっておまして、そこで初めて令和6年度の税率が適用されるということになりますので、御承知をいただければと思っております。

【副会長】 改定について、説明が終わりました。何か、御意見、御質問、ございますでしょうか。

特にならなければ、議題(2)に移りたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、議題(2)、「伊勢原市国民健康保険の財政運営状況について」、御説明願います。

【事務局】 資料2、「国民健康保険の財政運営状況について」を御覧ください。項番①の令和5年度伊勢原市国民健康保険事業特別会計の見通しということで、まだ決算まではもう少しありますので、2月末時点での運営状況ということになります。

ここでは、国保財政において特に大きく影響する科目である歳入の国民健康保険税と歳出の保険給付費について、御説明をします。

まず、歳入の国民健康保険税です。現年分と滞納繰越分につきましては、令和5年度予算現額、令和5年度調定額、令和5年度収入済額、収納率を記載してございます。

千円単位で表示をしております。現年分につきましては、調定額、2列目のところですが、17億4,687万4,000円に対し、収入済額が13億8,276万9,000円で、収納率は79.16%、前年同期と比較して、0.2ポイントの増となっております。滞納繰越分につきましては、調定額3億7,882万1,000円に対し、収入済額7,222万2,000円で、収納率は19.06%となり、前年同期と比較して、0.16ポイントの増となっております。合計の収納率は、0.17ポイント増の68.45%となっております、このペースで進めば、最終的な令和5年度の収納率は前年度を上回る見込みとなっております。

また、参考となりますが、下の表は過去5年間の国民健康保険税の収納状況の推移になります。この中で、収入済額ですが、被保険者数が減少していることに伴いまして、5年間で2億2,900万円ほど減少している状況です。こうした歳入減少の影響もございまして、その下の表ですが、一般会計からの繰入金額のうち、法定外繰入金、前回までにもいろいろ御説明させていただいたところですが、なかなか減らせない状況となっております。令和6年度は、税率改定をさせていただいて財源を確保したところですが、まだまだ、法定外繰入金を減らすまでには、至っておりませんので、今後、県内保険料水準の統一に向けての準備という意味におきましても、計画的に税率改定を行い、こうした収支不均衡というのは改善していく必要があると考えております。

次に、歳出の保険給付費です。医療給付費の支出状況ということになりますが、療養給付費からその他までの合計の決算見込額は64億6,052万6,000円となり、前年度決算額から1億4,491万6,000円の増加の見込みとなっております。主な増加の要因といたしましては、被保険者数は減少しておりますが、1人当たりの医療費が増加していることによります。なお、保険給付費のうち、出産育児一時金、葬祭費を除く部分につきましては、保険給付費等交付金という県から出ている交付金もございまして、これによって全額賄われることとなります。

続きまして、A3の資料になります。項番②、令和6年度伊勢原市国民健康保険事業特別会計予算(案)を御覧ください。資料送付時点では、議決前でもございましたので(案)となっておりますが、3月25日に議決されましたので、現在は確定しております。予算総額は、96億5,800万円で、前年度当初予算と比較して、300万円の減となっております。予算規模としましては、被保険者数の減少に伴い、縮小の傾向でございしますが、税率改定による税収の増額、保険給付費の増額、基金繰入金の減少などを見込んで、前年度並みの予算となりました。

まず、左側の歳入の主な内容について、御説明します。1番目にあります国保税につきましては、税率改定による増収を見込んだことから、4.6%、7,962万1,000円増の18億1,570万6,000円を計上いたしました。国県支出金につきましては、県支出金であります保険給付費等交付金に66億660万4,000円を計上いたしました。この交付金は、先ほどお話ししましたが、右側の歳出欄で記載している上から2番目の項目の保険給付費のうち、一般被保険者分と審査支払手数料の財源となるものでございます。左側の歳入に戻りまして、繰入金につきましては、前年度と比較して、1億4,554万4,000円減の11億8,164万3,000円を計上しております。主な減少要因は、基金の取崩し額が1億6,200万円減額となったことによります。その他収入につきましては、411万7,000円減の2,404万6,000円を計上しております。前年度までの実績を踏まえまして、第三者納付金や返納金などの雑入を計上したものでございます。

次に、右側の歳出の主な内容について、説明いたします。1番上の総務費は、システム改修委託料の増などに伴い、前年度と比較して、3,166万9,000円増の1億8,987万6,000円を計上しております。2番目の保険給付費は、被保険者数の減少に伴う減額要素はありますが、今年度の実績から、1人当たり医療費及び高額

療養費の増加を見込みまして、保険給付費全体で、0.8%、5,084万2,000円増の64億8,284万7,000円を計上しております。国民健康保険事業費納付金は、1月に神奈川県から提示されたもので、前年度と比較して、1億4,793万3,000円減の27億2,696万7,000円を計上しております。表の下から3段目、保健事業費につきましては、前年度と比較して、169万7,000円増の1億1,641万9,000円を計上しております。増額要因といたしましては、被保険者数の減少に伴い、特定健康診査などの事業費減を見込んだものの、会計年度職員を1名増員したことなどにより、増額となっております。その他支出金は、前年度と比較して、6,072万6,000円増の8,107万5,000円を計上しております。要因といたしましては、今回の税率改定により見込まれる令和6年度の収支の差額5,700万円を令和7年度予算の財源として活用するため、計上したことによるものでございます。

議題(3)の説明は、以上でございます。

【副会長】 ありがとうございます。

それでは、財政運営状況について、説明がございました。何か、御意見、御質問、ございますでしょうか。

【委員】 被保険者が少なくなって、医療という部分は高度化していくので、基本的にはこういう流れにどんどんなるんだとは思いますが、会社、法人のところで国保に入っている、基本的には社会保険に入るべき方が国保に入っているという状況が今まで少なからずあったと思うのですが、現状はどんな感じか、分かったら教えていただきたい。

【事務局】 細かい分析はできないのですが、確かに、給与所得、会社に勤めるということは給与所得のある方だと思うんですけども、扶養の範囲で働いていたり、自営業なんかでも専従者給与みたいのを出していたりとか、所得だけだと勤めているかどうかというのはなかなか分からないところがありますが、令和4年度の10月に社会保険適用範囲が拡大したんですね。要は、従業員が何人以上ってあるんですけども、たしかそれが101人以上までに引き下がったんですね。そうすると、それまで社会保険じゃなかった方が社会保険に入って結構減少したところがありまして、社会保険に加入という事由で抜けた人が令和4年度でたしか300人ぐらいいたと思います。それもあって一気に下がりまして、また、令和6年度の10月にももう1回、適用の拡大があるんですね。今度は51人以上というふうにもうハードルが下がるので、それでもまた抜けるんじゃないかというところなんです。

【委員】 それと、先ほどの被保険者が少なくなるのが輪をかけているという感じになりますか。状況は厳しいということですね。

【事務局】 そうですね。さらに言ってしまうと、国保の所得の階層を見ると、要は、低所得者が多いというのは御説明したとおりでありますが、その中で所得のある方が抜けてしまう。つまり、所得割がかかっている方が抜けてしまうと、税収が減ってしまう要因の一つになってしまうので、その部分はちゃんと手当してもらわないと困るということで、今年度、県内の市町村から県を通じて国に、そういう状況があるということは要望したところなんです。

【副会長】 ありがとうございます。

よろしいですか。

【委員】 はい。ありがとうございます。

【副会長】 ほかにございますか。

【委員】 微々たるものですが、歳入のところで滞納繰越分の収納率が昨年よりも増えていた要因って何でしょうか。0.16%増で、その要因は何だと思われませんか。何か、働きかけをしたとか。

【事務局】 毎年、滞納者対策ということで、段階があるんですけど、現年度の未

納の部分の方が年度をまたがると滞納扱いとなるのですが、現年度の収納率を上げれば、滞納になる人の繰越が少しずつ減っていくことになります。未納の人は少しずつ減るのですが、そういう人たちに対しても、督促状、催告書と段階的に行っていて、さらには差押えというように行っていますが、催告のときに、真っ黄色の非常に目立つ封筒で今回は送付したという話を聞いていて、その後、結構反応があったと聞いています。それが影響しているかどうかは分からないのですが、いろいろ、滞納者対策としては、差押えまで今やっていますので、そういったことが少しずつ効いているのかなあとは思っています。また、滞納者対策も大切ですが、現年度、しっかり収納しないと次に残ってしまうので、口座振替が一番確実に収納できる方法ですので、口座振替を推進していくところに特に力を入れていこうということになっています。窓口で新しく口座登録するにも、銀行に行き紙に書くとか、はがきでも申込みできるようにはなっていますが、市のほうにはがきを送ってもらって、市のほうで手続をする方法で、手間は手間なんですね。今、窓口でキャッシュカードの読み込みをすると、そのまま口座登録ができるという仕組みがありまして、それを令和6年度から導入するというので、そういう口座振替の推進をさらにやる予定になっています。

【副会長】 よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

ないようですので、続きまして、議題（3）、「国民健康保険制度の動向について」事務局、説明願います。

【事務局】 それでは、資料3を御覧いただきたいと思っております。こちらにつきましては、国民健康保険制度の動向ということで、令和6年4月1日から適用になるものとなります。内容としましては、国民健康保険税の課税限度額の見直しと、低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直しです。ポイントで御説明しますと、現行の課税限度額について、令和5年度につきましては、課税限度額は104万円となっております。令和5年度につきましては、所得がかなりある方についても、課税の限度額は104万円以上、ここで一旦打ち止めということになります。この104万円が106万円に上がります。この限度額の内訳としまして、後期高齢者支援金等課税額といったものが、今、22万円になっておりますが、改正で、令和6年度から課税限度額2万円引き上げられます。このことによりまして限度額が2万円上がるということになりますので、所得のある方については保険税が少し高くなるということになります。

一方で、軽減判定所得というものがございます。これにつきましては、低所得者の方に、7割、5割、2割軽減といった、所得に応じて均等割額や平等割額を軽減するという制度がございます。軽減するための基準となる所得の引上げが行われるということになります。現行につきましては、今回変更になるのは5割軽減及び2割軽減というところになりまして、5割軽減の方は、現行29万円という基準所得に対しまして、令和6年度からは29万5,000円と、5,000円引き上げられる。2割軽減につきましては、現行53.5万円から54.5万ということ、1万円引き上げられることになっております。ということで、これが引き上げられることによって、逆に軽減対象となる方が少し広がるということで、保険税、限度額が上がることによって、所得がある方については高くなるということはあるのですが、所得の低い方については軽減適用の範囲が少し広がるということになっております。

参考例を少しお示ししたいと思っておりますけど、裏面になりますが、対象世帯ということで、例えば、5割軽減の方で、国民健康保険3人世帯の方で、給与所得者が1人の場合という、そういった例のところでは、現行だと世帯の所得が130万円までですと5割軽減ということになるのですが、改正後では131万5,000円までの世帯が5割軽減ということで、5,000円引き上げられることによって、3人世帯ということなので、掛ける3ということで、1万5,000円引き上げられる。ここで5割軽減に該当する方が増えてくるということになります。

同様に、2割軽減のところで見ますと、国民健康保険3人世帯の場合、給与所得者が1人しかいない、そういった世帯の中で、現行、203万5,000円の所得がある世帯については、改正後は206万5,000円までの世帯が2割軽減の該当となるということで、こちらは、1万円の基準額引上げがあることによって、3人世帯ですので、所得では3万円引き上げられるということで、2割軽減が少し広く適用されるといったものになっております。こちらは、令和6年度からの適用ということになります。

国民健康保険制度の動向についての説明は以上となります。

【副会長】 それでは、国民健康保険制度の動向について、御意見、御質問、ございますでしょうか。

なければ、議題(4)、「伊勢原市国民健康保険第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画」について、説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、御説明させていただきます。今、机の上に製本された計画書を配付させていただきましたが、1月4日から1月24日にかけてパブリックコメントを実施しまして、策定作業を進めておりました計画になります。策定が完了いたしましたので、本日、お手元に計画書を配付させていただきました。本計画につきましては、被保険者の健康状態や医療費の状況等のデータを分析し、本市の特性に合わせた保健事業の実施について定めた計画書となります。効率的・効果的に保健事業が実施できるように、特定健康診断等実施計画も含めて一体化した計画となっております。

主な内容としましては、生活習慣病予防、生活習慣病の重症化予防、医療費適正化、こうしたところに関する事業の実施計画となっております。各事業につきましては、令和11年度までの期間の目標値を定めておりますので、目標を達成できるよう、計画に沿って各事業を実施してまいります。

以上です。

【副会長】 ありがとうございます。

データヘルス計画について、何か、御意見、御質問、ございますでしょうか。今日お渡しして、何かありますかといってもなかなか難しいと思いますが。

【事務局】 何かあれば、事務局のほうに御連絡いただければと思います。具体的な事業は、第4章なので、63ページから個別の事業の実施計画が載っております。

特定健康審査、特定保健指導、あと、重症化の予防事業ということで、こういったものを具体的に実施していく計画が記載されております。

【副会長】 今日のところで特段気がつかなければ、後日見ていただいて、事務局に、問合せ、御意見を出していただいてもよろしいかと思っておりますので、よろしいでしょうか。

なければ、以上となりますが、よろしいでしょうか。

それでは、今日は報告事項もないということですので、これで閉めさせていただきます。よろしいでしょうか。

それでは、審議は終了いたしますので、議長の職を解かせていただきます。御協力、ありがとうございました。事務局にお返ししたいと思います。

【事務局】 ありがとうございました。

本日の会議録につきましては、作成した後、あらかじめ副会長に御承認いただきまして、委員の皆様へ後で送付ということでさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

これをもって、第5回の国民健康保険運営協議会を終了いたします。本日は、年度末のお忙しい中、どうもありがとうございました。

— 了 —